



県外からの移住者の新生活を応援します!

仙北市移住応援事業助成金

対象者

次の要件のいずれにも該当する方

- 令和6年10月1日以降に移住した方
- 世帯全員が、移住する直前に5年以上継続して秋田県外に居住した後、仙北市に移住した方
- 世帯全員が、交付申請を行う日において、移住した日から1年以内であること
- 移住した日以前に、秋田県において移住定住登録をした後に、仙北市に移住した方
- 移住した日から継続して5年以上、仙北市に居住することを誓約できる方
- 転勤または就学のための転入でないこと
- 市税に滞納がないこと(仙北市での課税がない場合は、転入前の市区町村税に滞納がないこと)
- 生活保護受給世帯でないこと
- 暴力団員でなく、暴力団または暴力団員と密接な関係にない方
- 秋田県と県内市町村が共同で実施する秋田県移住・就業支援事業を利用しない方

移住新生活助成金

移住にあたっては、引越代や住居費などさまざまなコストがかかります。交通環境によっては、移動手段に車を購入することや運転免許を取得することも考えられます。このような移住初期費用の負担軽減を図るための助成金です。

基本額:10万円
子育て世帯加算額:
子ども一人につき5万円



<申請期限>
 移住した日の属する年度の3月31日まで

雪国暮らし助成金

仙北市の気候は、冬季には平均気温が氷点下に達する厳しい寒さで、全域が豪雪地帯であり、積雪量が多い所で1mを超えることも珍しくありません。そんな雪国での生活に欠かせないアイテムを用意するための助成金です。

移住した日以後に購入した
下記の対象経費の合計額
(上限10万円)

- ①暖房機器
…暖房機器の購入・設置費用
- ②除雪器具
…除雪機(1台分)、スノーダンプ、スノープッシャー、スコップの購入費用
- ③自動車冬季用備品
…自家用自動車(1台分)で使用するスタッドレスタイヤ、ホイール、スノーワイパー、スノーブラシの購入・取付費用



<申請期限>
 移住した日から起算して1年を経過する日まで

【申請手続き】 助成金の交付を受けようとする方は、交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて申請してください。
 ※申請は助成金の種類ごとに1世帯につき1回限りです。
 ※同一年度内であれば2種類同時の申請も可能です。

<添付書類>
 ○誓約書(様式第2号) ○世帯全員の住民票
 ○戸籍の附票等 ○本人確認書類(写し)
 ○転入前の市区町村が発行する納税証明書(滞納なし証明)
 ○購入した暖房機器、除雪器具、自動車冬季用備品の写真と、その支払が確認できる領収書等(写し)
 ○その他、申請内容に応じて必要と認める書類

●予算の上限に達した場合や、予算の減額または削減があった場合は、申請の受付を終了させていただくことがあります。

申請を予定されている方は、速やかにご連絡ください。

お問合せ・
申請先

仙北市 企画部 まちづくり課 ☎ 0187-43-3315
 〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30



関係書類は仙北市ホームページからダウンロードできます ▶▶▶ <https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html>